

岩手県青少年問題協議会運営要領

参考資料5

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県青少年問題協議会設置条例（昭和29年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）第6条の規定により岩手県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は公開とする。

(会議の傍聴等)

第3条 傍聴に関する手続きは、「岩手県青少年問題協議会傍聴要領」とし、協議会場に掲示するものとする。

2 会長は、傍聴人に対して必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、議事に關係があると認めるものに対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録の作成)

第5条 協議会は、協議会の議事について、そのつど会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 第1項の会議録には、会議のつど会長の指名する2名の委員が署名するものとする。

4 会議録は公開とする。

附 則

この要領は、平成10年12月21日から施行する。